

ロシア連邦

連邦法

連邦法「破産（倒産）について」第189条の49および連邦法「アメリカ合衆国その他の外国国家の非友好的
行動への対応（対抗）措置について」第4条の2の改正について

国家院（下院）採択 2026年5月26日

連邦院（上院）承認 2026年6月3日

第1条

2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」（ロシア連邦法令集、2002、No. 43、掲載番号4190；2014、No. 52、掲載番号7543；2017、No. 18、掲載番号2661；2018、No. 11、掲載番号1588；No. 18、掲載番号2557；No. 32、掲載番号5115；2019、No. 52、掲載番号7787；2021、No. 9、掲載番号1470；No. 17、掲載番号2878）第189条の49に以下の変更を加える：

1）第5項に、「ロシア銀行 銀行監督委員会が本連邦法第189条の47第14項にもとづく決定を下した場合、預金保険機構（以下、機構）は、当該の決定が下された月の翌月より、上記の報告書をロシア銀行に対して提出しない」という内容の新たな2番目の文章を追加し、かつ「構成」という語の前に「当該報告書の」という語を追加する；

2）第17項を以下の版に差し替える：

「17. ロシア銀行または機構が参加する、銀行の倒産予防措置は、次に掲げる場合に実施されたものと認める：

1）銀行倒産予防措置実施へのロシア銀行または機構の参加計画を承認する旨の決定が下された際の根拠となった事由が解消された場合、ならびに当該の計画が定める、銀行の倒産予防措置の実施を目的とする措置が実行された場合；

2）銀行倒産予防措置実施へのロシア銀行または機構の参加についての承認済みの計画にしたがって、金融機関への吸収合併の形によって当該銀行の再編が行われた場合。」；

3）以下を内容とする第17項の1および第17項の2を追加する：

「17の1. 本条第17項第1号が定める場合には、ロシア銀行理事会が、銀行倒産予防措置実施へのロシア銀行の参加計画の効力を停止する旨の決定を下し、ロシア銀行 銀行監督委員が、ただし本条第3項第2段落が定める場合にはロシア銀行理事会が加わり、銀行倒産予防措置の実施への機構の参加計画の効力を停止する旨の決定を下す。

17の2. 銀行倒産予防措置実施へのロシア銀行または機構の参加計画の効力は、本条第17項第2号が定める場合には、吸収された銀行が事業を停止した旨が統一国家法人登記簿に記載された日を以て消失し、ロシア銀行 銀行監督委員会によって本連邦法第189条の47第14項に定める決定が下されていた場合には、当該決定が取り消された日をもって消失する。」。

第2条

2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国その他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」（ロシア連邦法令集、2018年、No. 24、掲載番号3394；2022、No. 27、掲載番号4613；2023、No. 52、掲載番号9513）第4条の2に以下の変更を加える：

1）第1項に、以下を内容とする第7号の1を追加する：

「7の1）海洋船舶、河海兼用船舶および内水航行船舶の、それらに対する権利の、およびそれらの取引の、国家登記における特別な（特殊な）手順を定める；」；

2）第2項に、以下を内容とする第12号の1および第12号の2を追加する：

「12の1）ロシア連邦民法典にしたがって相続人のいない財産と認定され、法定相続手続きにしたがってロシア連邦の所有に移行される財産の、発見、登録およびロシア連邦の所有への引渡しにおける特異事項を定めること；

12の2）海洋船舶、河海兼用船舶および内水航行船舶の利用に関する、船舶書類の管理、当該船舶向けの乗員の雇用、国内沿岸における輸送および曳航に対する当該船舶の利用、当該船舶の船主および所有者である法人に関する情報へのアクセスの制限にかかわるものなどの活動の実施にあたって、必須要求事項の適用（不適用の可能性）における特異事項を定める；」。

第3条

1．本連邦法は、第2条をのぞき、それが公布された日から10日が経過した時点で発効する。

2．本連邦法第2条は、本連邦法が公布された日を以て発効する。

3．2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国その他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」第4条の2の第1項第7号の1ならびに第2項第12号の1および第12号の2の規定は、本連邦法の発効日より前に発生した権利関係に適用される

。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2026年6月10日

第174-FZ号